

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業に係る支援金支給要領

(趣旨)

第1条 北海道（以下「道」という。）の支給する、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかる支援金（以下「支援金」という。）については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。（以下「国の実施要綱」という。）」、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」（令和2年6月16日厚生労働省発医政0616第1号・厚生労働省発健0616第6号・厚生労働省発薬生0616第65号厚生労働事務次官通知。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

2 本事業は、北海道国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に一部委託して実施するものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「支援事業等」とは、支援金の支給の対象となる事務又は事業をいう。

2 この要領において「支援事業者等」とは、支援事業等を行う者をいう。

(目的)

第3条 この支援金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる、医療機関・薬局等が、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うことを目的とする。

(対象事業)

第4条 この支援金は、国の実施要綱3.(19)に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を行う医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び助産所が実施する、新型コロナウイルス感染拡大防止対策や診療体制確保等の事業を対象として、予算の範囲内で支給する。なお、この要綱の施行以前に着手した事業及び完了した事業も対象とする。

(対象経費)

第5条 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）であって、第7条の表の(3)に定める経費を対象とする。

※「感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業費補助金」と重複して支給を受けることはできない。

(対象期間)

第6条 この支援金の対象とする期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとす

る。

(支給額の算定方法)

第7条 本支援金の支給額は、次により算定された額を支給する。

- (1) 別表に定める基準額と対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額を選定するものとする。
- (2) 前項により選定された額と総事業費から寄附金及びその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を支給するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表

(1) 区分	(2) 基準額	(3) 対象経費
病院	2,000,000円 + 50,000円 × 病床数	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
有床診療所 (医科・歯科)	2,000,000円	
無床診療所 (医科・歯科)	1,000,000円	
薬局・訪問看護ステーション・助産所	700,000円	

(支援金の申請)

第8条 本支援金は、原則、概算額で申請を行うものとする。概算額での申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ指定する期日までに支援金申請書(別記様式1)及び事業実施計画書(オンライン、WEB及び電子媒体(CD-R)による申請は別記様式2-1、紙による申請は2-2)を国保連に提出するものとする。

- 2 本支援金の申請受付開始日は、令和2年7月20日とし、令和3年2月末日までに申請しなければならない
- 3 本支援金の申請は1回限りとする。

(支給の決定)

第9条 北海道知事(以下「知事」という。)は、第8条の規定に基づく申請を受理及び審査した結果について国保連から報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第10条に規定する事項を条件に支援金の支給を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、適正な支給を行うため必要があると認めるときは、支援金の支給の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の支給の決定をすることができる。
- 3 知事は、支援金の支給の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、相

当の期間、当該申請に係る支援金の全部又は一部につき支給の決定をしないことができる。ただし、当該申請に係る支援金が事務又は事業の実施実績をもって支給の申請をすべきこととされているものであり、かつ、当該支援金の支給が法令の規定により道の義務に属することとされているものである場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、支援金の支給を受けたとき。
- (2) 他の支援事業等に関し支給を受けた支援金を他の用途に使用したとき。
- (3) 国が支給する支援金その他の助成に関し、前2号に規定する行為に類する行為をしたとき。
- (4) 第22条の規定により支援金の返還を命ぜられ、当該支援金の返還が完了していないとき。

(支給の条件)

第10条 本支援金の支給条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 知事は、支援事業等の完了により当該支援事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該支援金の支給の目的に反しない場合に限り、その交付した支援金の全部又は一部に相当する金額を道に納付すべき旨の条件を付することができる。
- (4) 知事は、法令及び予算で定める支援金の支給の目的を達成するため必要な条件を付することができる。
- (5) 支援事業等完了後に、消費税及び地方消費税の申告により支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、道が別に定める様式により速やかに、遅くとも支援事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

(決定の通知)

第11条 知事は、支援金の支給の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該支援金の支給の申請をした者に通知するものとする。

- 2 知事は、支援金の支給をしないことの決定をしたときは、速やかにその決定の理由を付して当該支援金の支給の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 支援金の支給の申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る支援金の支給の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の支給の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 知事は、支援金の支給の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、支援金の支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、支援事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により支援金の支給の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他支援金の支給の決定後生じた事情の変更により支援事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 支援事業者等が支援事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、支援事業等に要する経費のうち支援金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により支援事業等を遂行することができない場合（支援事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 第11条第1項の規定は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(支援金の支給)

第14条 支援金の支給方法は、原則、概算払とし、国保連から申請者に支払うものとする。

(支援事業等の遂行)

第15条 支援事業者等は、法令の定め並びに支援金の支給の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって支援事業等を行わなければならない。いやしくも支援金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

第16条 知事は、支援事業等の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、支援事業者等に対して当該支援事業等の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

(支援事業等の遂行等の命令)

第17条 知事は、支援事業者等が提出する報告等により、その者の支援事業等が支援金の支給の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該支援事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、支援事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該支援事業等の遂行を一時停止し、並びに当該支援金の支給の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を知事の指定する期日までにとるべきことを命ずるものとする。

3 知事は、前項の命令をする場合においては、支援事業者等が知事の指定する期日までに支援金の支給の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置をとら

ないときは、第21条第1項の規定により当該支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにするものとする。

(実績報告)

第18条 支援事業者等は、支援金事業が完了した日から（廃止したときを含む。）30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日に実績報告書に添付書類を添えて知事に提出するものとする。

(支援金額の確定)

第19条 知事は、第18条の規定による事業実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、支援事業の成果が支援金の支給決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、支給すべき支援金額を決定し、支援事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第20条 知事は、第18条の実績報告書の提出を受けた場合において、その報告に係る支援事業等の成果が支援金の支給の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該支援事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該支援事業者等に対して命ずることができる。

2 第18条の規定は、前項の規定による命令に従って行う支援事業等について準用する。

(決定の取消し)

第21条 知事は、支援事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支援金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに支援金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により支援金を過大に請求し、又は受領したとき。

(3) 支援事業等に関して不正に他の支援金（道以外の者が支援事業者等に対して支給する支援金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 第27条第1項の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、支援事業等に関して、支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

2 前項の規定は、支援事業等について支給すべき支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第11条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(支援金の返還)

第22条 知事は、支援金の支給の決定を取り消した場合において、支援事業等の当該取

消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、支援事業者等に支給すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第23条 支援事業者等は、第21条第1項の規定による処分に関し、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

- 2 支援事業者等は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

第24条 支援金が2回以上に分けて支給されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する支援金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金を納付しなければならない場合において、支援事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

(他の支援金の一時停止等)

第25条 知事は、支援事業者等が支援金の返還を命ぜられ、当該支援金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について支給すべき支援金があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該支援金と未納付額とを相殺することができる。

(帳簿及び書類の備付け等)

第26条 支援金事業者等は、当該支援事業等に関する帳簿及び書類を備え、当該支援事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようにこれを整理し、道からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管しなければならない。なお、当該帳簿及び書類は、支援事業等完了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、支援事業等により取得し、又は効用の増加した財産であって、次条第1項各号に掲げるものがあるときは、第1項の帳簿及び書類の保存期間は、前項に定める期間又は同条第1項ただし書に規定する知事が定める期間を経過

するまでの期間のいずれか長い期間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第27条 支援事業者等は、支援事業等により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産で次に掲げるものを、あらかじめ知事の承認を受けずに、支援金の支給の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、支援事業者等が第10条第3項の規定による条件に基づき支援金の全部に相当する金額を道に納付した場合又は補助金等の支給の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産
 - (2) 船舶その他重要な動産で、知事が定めるもの
 - (3) 前2号に掲げるものの従物
 - (4) 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの
 - (5) その他知事が支援金の支給の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの
- 2 知事は、前項本文の規定により支援事業者等による財産の処分についての承認をする場合においては、当該財産の取得又は効用の増加に要した支援金の全部又は一部に相当する金額を道に納付すべき旨の条件その他必要と認める条件を付することができる。

(支援事業者等に対する調査等)

第27条の2 知事は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、支援事業者等に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。